

つくし野小学校 避難施設（避難所）開設・運営マニュアル（2018.9.19 修正）

9/19、つくし野小学校で、町田市防災課、指定職員、校長先生と1~4丁目自治会自主防災組織とが集まって、「つくし野小学校 避難施設（避難所）開設・運営マニュアル」について話し合を行いました。

●地震等の大規模災害発生時につくし野小学校が避難施設（避難所）となり、避難施設運営委員会が組織され、避難施設運営委員会はマニュアルに基づいて開設・運営を行います。／避難施設運営委員は、①指定職員、②つくし野小学校教職員、③自主防災組織により構成されます。／指定職員は、避難施設より半径10km以内に住む市職員（4人）で、震度6以上の地震が発生すると、本格的な支援が始まるまでの3日間ほど避難施設で災害対応業務に携わります。／運営要綱には避難施設開設担当、避難施設開設手順、避難施設運営、給水施設、備蓄品目、施設安全点検項目などがきっちり決められています。

●避難所で飲料水や食料（備蓄）の受け取りができますが、自宅で生活可能な避難者は帰宅するようにしてください。（体育館収容可能人数255人）／徒歩による避難が原則、学校敷地内へクルマの乗り入れは禁止です。／同行避難ペットは屋内には入れず、屋外にて飼い主の責任で管理してください、盲導犬、介護犬の同行は構いません。



町田市防災課、指定職員、校長先生と1~4丁目自治会自主防災組織が、熱い話し合いをしました。